

豊橋市立高師台中学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月1日
令和8年4月7日（修正）

豊橋市立高師台中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織（生活サポート委員会）

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。事案によっては教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者等の地域人材を活用し、それぞれの役割や専門性を発揮して、解決に向けて組織的、実行的に取り組む

校長、教頭、校務主任、学年主任、生徒指導主事、生活サポート主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。

(1) 生活サポート委員会の役割

【いじめの未然防止に関して】

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・定期的にアンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・アンケートや担任との面談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

【いじめが発生した場合】

ウ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの未然防止・早期発見・対応の取り組み

(1) 未然防止

- ア すべての生徒が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動に努める。
- イ 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ウ 道徳教育や人権教育を軸に、さまざまな教育活動を推進し、仲間づくりを行い、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 生徒たちが主体的に取り組める活動を展開し、達成感や成功体験を味わうことで、自己肯定感や自己有用感、自分のことも相手のことも大切にする態度を育てる。
- オ 生徒に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、生徒の「自浄力」を高める。
- カ 性的指向や性自認で悩みを抱える生徒にとっても、生徒が相談しやすい環境を整えていく。
- キ SNS を使う際のマナーや危険性をことあるごとに伝え、相手意識をもった使い方ができるようにしていく。

(2) 早期発見

- ア 生徒の心身の状況や変化を健康観察で的確につかむ。また、生徒との日常の交流を大切に、生徒一人ひとりを丁寧に見取る。日頃から生徒に寄り添う姿勢で生徒や保護者との信頼関係を築く。
- イ 学年内での日頃の情報共有を大切に、報告・連絡・相談・確認を重視する。
- ウ アンケートを定期的に行い、生徒の小さなサインを見逃さないように実態把握に努める。
- エ 生徒が相談したいときにすぐに応えられるよう、カウンセリングやSルームの利用方法の周知を図るとともに、教職員が常に生徒の話に耳を傾ける姿勢を保つ。
- オ 教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用し、情報教育モラルを充実させる。
- カ インターネットや SNS によるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払う。

(3) 対応

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに生活サポート委員会を開き、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた生徒への支援は、信頼関係ができている教職員が中心となって対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。生徒の意向を汲みながら具体的なプランを立て、安全で安心できる環境づくりに努める。
- ウ いじめを行った生徒への指導・支援は、「いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されない」と、事態の深刻さを伝える。誠意をもって心から謝罪ができるように指導し、いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた支援を継続的に行い、自らの生き方をじっくり考えさせる。
- エ いじめを通報・相談した生徒のプライバシーを確実に守る。
- オ 周囲の生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめを見

過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
カ 保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに関係機関との連携も視野に入れて対応する。

4 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

- (1) 校長のリーダーシップの下、直ちに生活サポート委員会や職員会議を開き、「子どもの自殺予防マニュアル」に基づき、情報を共有する。
- (2) 直ちに教育委員会に報告し、情報を共有し、連携して対応をする。
- (3) 全職員が危機感をもって速やかに当該生徒の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図る。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。